平成５年長審第８４号
貨物船明宝丸運航阻害事件

言渡年月日　平成６年６月３０日
審　判　庁　長崎地方海難審判庁（降幡泰夫、田邉行夫、半間俊士）
理　事　官　大山繁樹

損　　害
１号、２号補機の運転が停止し続いて主機も運転困難となり、１時間５０分の運航が阻害した。

原　　因
補機（燃料油系）の措置不十分

主　　文
本件運航阻害は、燃料油こし器が詰まって停止した発電機原動機の燃料油系統のプライミングが不十分で、電源を復帰できなかったことに因って発生したものである。
受審人Ａを戒告する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　貨物船明宝丸
総 ト ン 数　１５８トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　６６１キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　機関長
海 技 免 状　五級海技士（機関）免状（履歴限定）（機関限定）

事件発生の年月日時刻及び場所
平成４年１０月６日午前１１時１５分
長崎県奈留島港南南西方沖合

明宝丸は、長崎県長崎港と同県福江港間の生活用雑貨輸送に従事する貨物船で、主機として定格回転数毎分６００の過給機付４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関を装備し、機関室の主機右舷側にディーゼル機関駆動６０キロボルト・アンペアの１号発電機を、同左舷側にディーゼル機関からベルト駆動される同容量の２号発電機をそれぞれ備えていた。
２号発電機の原動機（以下発電機の原動機をそれぞれ「１号補機」、「２号補機」という。）は、Ｂ社

が販売した、４ＥＳＤＬ型と呼称する、４サイクル４シリンダ・ディーゼル機関で、燃料噴射ポンプにシリンダ別のボッシュ型ポンプが使用され、各ポンプには、それぞれプライミング軸と称するプランジャー手動用の軸が設けられていて、噴射管内の空気を抜くときには、噴射管の噴射弁側継手を緩めて調速ハンドルを常用位置におき、同軸にプライミングハンドルをはめて噴射管継手から空気が抜けて燃料油のみが出るようになるまで同ハンドルを動かすようになっており、同機の取扱説明書にその旨が記載されていた。

また、主機及び両補機の燃料油は、Ａ重油で、機関室両側の燃料油タンクから自動発停する移送ポンプで共通の燃料油重力タンク（容量約１キロリットル）へ送られ、同タンクから各こし器を経て各機の燃料噴射ポンプに至っていた。

本船は、船長及び受審人Ａほか１人が乗り組み、雑貨を積載し、船首１．３０メートル船尾３．００メートルの喫水をもって平成４年１０月６日午前１０時１５分福江港を発し、主機を回転数毎分６００の全速力前進にかけて寄港地の奈留島港に向かったところ、折から風波が高まり、船体が大きく横揺れする状態となり、燃料油重力タンク内のＡ重油がかくはんされて沈殿していたスラッジ等が同油とともに運転中の１号補機のこし器に入り込み、同こし器が詰まった結果、同１１時１５分ごろ奈留島港浦防波堤灯台から真方位２０９度２．０海里ばかりの地点において、１号発電機が停止して電源を喪失し、電動の主機用冷却海水ポンプが停止したところから、操舵室にいたＡ受審人が直ちに減速逆転機を中立として主機を無負荷運転とし、漂流を始めた。

当時、天候は曇で風力４の北東風が吹き、海上には白波があった。

Ａ受審人は、直ちに機関室に赴き、予備機としていた２号発電機を運転することとし、２号補機を空気始動したところ、間もなく同機も停止したので、燃料油こし器が詰まったことを認め、同こし器を掃除して復旧し油筒の空気抜き小ねじを緩めて燃料噴射ポンプまでの空気を除去したが、これで燃料油のプライミングが終了したものと思い、同ポンプから燃料噴射弁に至る噴射管内の空気を取扱説明書に記載された手順で除去することなく、着火運転できないまま始動操作を繰り返しているうち、主機の冷却清水温度が上昇して運転継続が困難となり、同機を停止して漂流を続けながら２号補機の始動に専念して運転を試みたが、電源を復帰できず、陸岸が迫ってきたので船長に報告してえい航を依頼した。

本船は、来援した他船に引かれて同日午後１時５分ごろ奈留島港に至り、修理業者が両補機を点検した結果、いずれも燃料噴射管内に空気が入って着火しないことが判明し、同管内のプライミングが行われた。

（原因）

本件運航阻害は、風波が高く船体動揺が激しい状態で航行中、発電機原動機の燃料油こし器が詰まって発電機が停止した際、同原動機の燃料油系統のプライミングが不十分で、電源を復帰できず、電動冷却海水ポンプを運転できずに主機の運転が不可能となったことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、風波が高く船体動揺が激しい状態で航行中、発電機原動機の燃料油こし器が詰まって発電機が停止したのを認めた場合、同機原動機の燃料油噴射系統に空気が吸入されているから、こし器の掃除、空気抜き等のほか、取扱説明書に記載された手順で噴射管内の空気を除去すべき注意義務があっ

たのに、これを怠り、こし器を掃除して同器内の空気を抜いたからプライミングが終了したものと思い、同管内の空気を除去しなかったことは職務上の過失である。A受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。